

## 銀行法に基づく「電子決済等代行業者」に係る表示

銀行法 5 2 条の 6 1 の 8 の定めに従い、利用者に対し以下事項について説明します。

### 1.電子決済等代行業者の商号及び住所

商号：GMO ペイメントゲートウェイ株式会社（以下「GMO-PG」）

住所：東京都渋谷区道玄坂 1 - 2 - 3 渋谷フクラス

### 2.電子決済等代行業者の権限に関する事項

・GMO-PG は、電子決済等代行業者としての業務を行うものであり、銀行を代理する権限を有しません。

・GMO-PG が行う電子決済等代行業者としての業務は、銀行が行うものではありません。

### 3.電子決済等代行業者の損害賠償に関する事項

・GMO-PG は、GMO-PG システムの欠陥により利用者からの指図内容を金融機関に伝達できなかった場合、又は誤って金融機関に伝達した場合、GMO-PG の管理不備により情報漏洩が生じた場合、その他の GMO-PG の責めに帰すべき事由により利用者 に損害が生じた場合には、当該損害の賠償責任を負います。

### 4.利用者が支払うべき手数料、報酬等

・利用者が支払う手数料はありません。

### 5.電子決済等代行業者を行う場合において、指図に係る為替取引の額の上限

・利用者は、銀行所定の金額を超えない限度において、為替取引を行うことができます。

### 6.利用者との間で継続的に電子決済等代行業に係る行為を行う場合における、契約期間及びその中途での解約時の取扱い

・契約期間の定めはありません。

・解約時に手数料はかかりません。

### 7.利用者からの当該利用者に係る識別符号等の取得

・GMO-PG は、電子決済等代行業該当サービスにおいて、識別符号等（銀行が発行するインターネットバンキングの ID 及びパスワード）の取得を行いません。